

農林水産大臣 鹿野 道彦 様

開門協議に関する 8 項目要請書

2011年6月23日
よみがえれ！有明訴訟弁護団
団長 馬奈木 昭雄

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開放を命じた福岡高裁判決履行に関する平成23年(2011年)6月16日の協議の際に申し上げた8項目の要請は下記のとおりです。

いずれも、円滑な協議を行う上で、必要不可欠です。

ご検討の上、わたしたちが上京する今月28日もしくは29日にご回答いただきますようお願いいたします。

第1項 農水大臣は、潮受堤防排水門の開放を命じた福岡高裁判決の当事者である漁民に謝罪されたい

従来、国は、有明海の漁場環境の悪化と干拓事業の間には因果関係がないと主張してきましたが、確定した福岡高裁判決は、漁場環境の悪化、漁業被害と干拓事業との因果関係を認めて、国に開門を命じました。これにより、深刻な漁業被害の原因は国が推し進めてきた干拓事業にあることが明らかになったのですから、なにはさておき国は当事者の漁民に謝罪すべきです。

第2項 いわゆる開門アセスや開門に関する協議は、原則公開にされたい

6月16日までの間、わたしたちは、国の表現によれば事前打ち合わせを含め4回の協議を行ってきました。この4回の協議はいずれも非公開で行われました。わたしたちが、それに対し強く異議を差し挟まなかったのは、いわゆる開門アセス結果素案(以下、「アセス素案」といいます。)公表前であり、公表前の情報に関する協議も含まれると考えていたからです。6月10日にアセス素案が公表された以上、今後の協議を原則非公開にする必要はありません。むしろ、原則公開にしてオープンな場で堂々と協議を進めることこそが、協議を円滑にし、合意形成に寄与することは明らかです。

第3項 アセス素案において示された各対策工事の標準的な工期、短縮の限度を具体的に示されたい

確定した福岡高裁判決は、平成25年(2013年)12月20日までに潮受堤防南北排水門の開放を命じています。したがって、同判決の履行について協議する場合、どのような事前対策工事が必要かということとともに、それぞれの工事の工期が示される必要があります。タイムリミットがあるのですから、それに向けて何時までに対策工事に着手しなければならぬかが明らかでなければならないのは当然です。

ところが、アセス素案には、工期の記載が全くありません。6月16日の協議の際には、それぞれの対策工事は標準的な工事方法を前提にしており、費用についても具体的な見積もりがあるわけではなく、工期も工夫次第で短縮可能だという趣旨の説明がありました。

そこで、今後の協議を円滑にするため、各対策工事の標準的な工期、工夫することによって短縮可能な工期の限度をお示しいただきたい。

第4項 簡易ため池の設置による早期開門の実現など、わたしたちが提起した段階的開門の開門方法を、なぜ正確に検討しなかったのか明らかにされたい。

アセス素案において検討の対象になったケース2の開門方法は、わたしたちが提起した段階的開門であるとされています。ところが、その内容は、ケース3-2からケース3-1、ケース1へと移行する開門方法と説明されています。

わたしたちは、そのような杓子定規な段階的開門を提唱したことはありません。

段階的開門の核心は、早期開門を可能にし、同時に、農業者や背後地住民の不安を一掃する安全・安心の開門方法として、もっとも適切な開門方法であるという点にあります。

早期開門のためには、すでに実績のある短期開門調査レベルの開門から実施することともに、とりあえず簡易ため池により農業用水の手当をすること、農業者や背後地住民の不安を一掃するためには、これに続き、第2段階として、様々な朝夕条件や開度を組み合わせた排水門の開門操作を行いながらそのデータに基づいて必要な対策をとりつつ、慎重に開門の度合いを大きくし、最終的な全開門を目指そうというものです。

なぜ、第1段階の事前準備としての簡易ため池の設置や、第2段階の開門操作など、わたしたちが提唱した段階的開門の核心部分の検討を怠ったのかを明らかにされたい。

わたしたちの提案を真摯に検討するのは、開門義務を命じた福岡高裁判決の権利者と

義務者の関係にある以上、当然のことではないでしょうか。

第5項 福岡高裁判決の解釈について国の統一見解を示していただきたい

福岡高裁判決（判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむをえない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ）は、判決理由及び訴訟の経過からすると、判決確定から3年以内に、すなわち平成25年（2013年）12月20日までに南北排水門を開放＝全開門した状態を実現し、その状態を5年間継続すること、ただし、高潮時など防災上やむをえない場合には例外的に、開放＝全開門している南北排水門を閉門することができるという趣旨であることは明白です。

ところが、報道によると筒井副大臣は、6月19日に長崎県知事に対し、ケース1、2の全開門と段階的開門は適当ではないと述べ、開門は制限付き開門に止まるとの考えを述べたとのこと。6月16日の協議の際に指摘したとおり、同副大臣は6月1日のわれわれとの協議の際にも、3年以内に制限付開門に着手すれば足りると述べ、高裁判決の履行としてはそれで足りる、という見解を示しました。

他方、6月16日の協議の際には、担当者から、それは高裁判決の解釈に関するいろいろな考え方の一つだと説明されました。

しかしながら、高裁判決について共通の認識がなければ、その履行に向けての円滑な協議はできません。

高裁判決は平成25年（2013年）12月20日までに南北排水門をどのような状態にもっていくことを国に命じたのか、それに例外はあるのか、「防災上やむをえない場合」に、国がなしうるのはどのような排水門の操作なのか、高裁判決主文中の「開放」、「防災上やむをえない場合」の意義は何か、「防災上やむをえない場合」は、3年以内に実現すべきとされる「南北排水門の開放」に係るのか、それとも「開放の継続」に係るのか、両方に係るのかなどの解釈を明確にし、国の統一見解を示していただきたい。

第6項 環境影響評価法に準拠して行おうとしている今後の手続を見直していただきたい

アセス素案公表に際して、国は、高裁判決確定前から予定していたとおり、今後さらに、環境影響評価法に準拠し、平成23年度（2011年度）末頃までをかけて準備書および評価書の作成、公表、および、関係機関等からの意見聴取の手続などを行うと発表しています。

そうなるとう開門準備のための対策工事に着手するのは平成24年度（2012年度）からということになります。そもそも、福岡高裁判決が排水門の開放まで3年の猶予を与えたのは、国が対策工事には3年程度かかると訴訟において主張したからでした。そうすると、平成24年度（2012年度）開始早々の平成24年（2012年）4月から対策工事に着手したとしても、これまでの国の主張からすると、平成25年（2013年）12月までの1年9ヶ月の期間では、対策工事は終了しないことになります。

したがって、高裁判決を真摯に履行するためには、開門に向けた手続を、必要かつ十分なものに絞り込む必要があります。もともと、開門は環境影響評価法の対象事業ではなく、形式的に同法に準拠して手続を行う合理性はありません。

今後の手続はぜひとも見直していただきたい。

第7項 長崎地裁に係属しているいわゆる開門阻止訴訟の場を積極的に活用し、同訴訟における開門協議実現に向けて、わたしたちと共同歩調をとっていただきたい

福岡高裁判決確定後の国の不手際により、長崎県内には、国の対応に対する不信感と開門に対する不安が根強く存在しています。長崎地方裁判所には、農業者や背後地住民等によるいわゆる開門阻止訴訟も提訴され、7月5日にはその第1回弁論期日が予定されています。この訴訟には、わたしたちも補助参加しました。

福岡高裁判決の履行に関する権利者であるわたしたちと、履行義務を負っている国と、それに不安を抱く人々が一同に会するこの訴訟は、円滑に開門を進めるうえで絶好の場です。

同訴訟の手続を活用した開門協議の実現について、ぜひとも、わたしたちと共同歩調を取っていただきたい。

第8項 開門に際しては被害が出ないよう万全の対策を講じるが、万一、想定外の被害が出た場合には適切な補償をすることを明確にし、それを公表していただきたい

開門に際して被害が出ないように、あらかじめ万全の対策を講じるのは当然です。同時に、事前の予測、評価、対策の完全性について限界があるのも、経験上明らかです。国の行為によって想定外の被害が出た場合に、国が責任をもって適切な補償を行うのも当然すぎるくらい当然の措置です。

この間、国の不手際によって不安を抱いている人々に対して、それを明確にして公表することは、国としてなすべき最低限の対応に属する事柄です。